審 議 会 資 料

住宅宿泊事業法における民泊制度運営システムに係る

個人情報の取り扱いについて

平成30年６月

健康医療部環境衛生課

目次

　１　住宅宿泊事業法の概要

　２　民泊制度運営システムの概要

３　民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて

４　取り扱う個人情報

５　利用先一覧とその目的及び根拠法令

６　提供先一覧とその目的及び根拠法令

　７　公益上の必要性について

　８　システムのセキュリティーについて

　　【資料】

住宅宿泊事業法の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　・・・・別紙１

民泊制度運営システムについて　　　　　　　　　　　　　　　 　　・・・・別紙２

民泊制度運営システムにおける個人情報の取扱いについて（事務連絡）・・・・別紙３

　　システム登録時の個人情報取り扱いに関する確認文　　　　　 　　　・・・・別紙４

 　 システム利用登録手順 ・・・・別紙５

　　届出様式及び添付書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・別紙６

　　関係機関の役割及びシステム利用の必要性　　　　　　　　　　　　 ・・・・別紙７

住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領、住宅宿泊事業法に関する

大阪府ガイドライン（抜粋）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・別紙８

# 住宅宿泊事業法における民泊制度運営システムに係る個人情報の取扱いについて

民泊サービスの適切な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）が第１９３回国会で成立（平成２９年６月１６日交付）し、平成３０年３月１５日からは準備期間として届出受付が開始され、同年６月１５日から本格施行されている。

届出については、原則、法を所管する観光庁が構築した民泊制度運営システム（以下、「システム」という。）を利用することとされている。

システムを利用しない場合は、届出者は届出様式に必要事項を記入し、大阪府に提出し、府はその情報を元にシステムへ入力する作業が必要となる。

また、システムでは関係行政機関との情報共有が可能となるように構築されており、各自治体において情報共有が必要と判断した機関に対してシステム内の情報を閲覧可能にすることができるものである。

１　住宅宿泊事業法の概要（別紙１参照）

本法は、都道府県知事に法第３条第１項の届出をして住宅宿泊事業を営む「住宅宿泊事業者」、法第５条から第１０条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出集宅の維持保全に関する業を営む「住宅宿泊管理業者」、及び、宿泊者や住宅宿泊事業者のため、届出住宅における宿泊サービスを受けたり提供することについて、代理して契約を締結し、媒介等をする「住宅宿泊仲介業者」が創設されており、それぞれ、住宅宿泊事業者は都道府県知事への届出、住宅宿泊管理業者は国土交通大臣への登録、住宅宿泊仲介業者は観光庁長官への登録が必要となる。

また、法第６８条より保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等への区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することができるとされている（大阪府内においては、現在、大阪市、堺市、枚方市、八尾市が当該事務を処理している）。

２　民泊制度運営システムの概要（別紙２参照）

　本法における届出や登録は、原則、システムを利用することとされており、住宅宿泊事業者は、法第１４条に規定される宿泊実績等の定期報告についても、原則、システムで報告することとされている。

また、法第３条第７項に規定する府から保健所設置市等の長への届出受理通知についても、府が届出を受理した時にシステムから事業者及び保健所設置市等へ送信される受理通知メールにて替えることができる。

　なお、パソコンが使用できない事業者についてはシステムが利用できない為、届出等については受付窓口での対応となる。

３　民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて（別紙３、４、５参照）

　システムを利用する場合、まずは利用者登録を行うこととなるが、その登録の際に別紙４の内容を確認してからでないと登録ができない仕組みとなっている。また、システムを利用せずに受付窓口での届出をする事業者に対しては、別紙４を手渡し確認している。

４　取り扱う個人情報（別紙６、別紙８参照）

住宅宿泊事業法第３条第２項及び同施行規則第４条第２項から第３項に定められた

届出対象情報【第一号様式】

一 　届出者が個人の場合の名称又は氏名、電話番号、ファクシミリ番号

二 　商号、名称又は氏名、住所及び連絡先の項の中で、届出者が個人の場合における

名称又は氏名、住所、電話番号

三 　代表者又は個人に関する事項の中の氏名、生年月日、性別

四 　法定代理人に関する事項の中で、個人の場合における名称又は氏名、住所、生年

月日、性別

五 　法定代理人の代表者に関する事項の中の氏名、生年月日、性別

六 　役員に関する事項の中の氏名、生年月日、性別

住宅宿泊事業法第３条第３項及び同施行規則第４条第４項に定められた届出対象情報

一 　定款及び寄付行為における個人の氏名、住所

二　 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書における

　　 氏名、生年月日、住所、本籍

三 　民法の一部を改正する法律附則第３条第１項及び第２項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書における本籍、氏名、生年月日

四 住宅が第２条第３号に掲げる家屋に該当する場合においては、当該住宅が随時、その所有者、賃貸人又は転貸人の居住の用に供されていることを証する書類における氏名及び印

五　 届出者が賃貸人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面における氏名及び印

六 届出者が転貸人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的と賃借物の転貸を承諾したことを証する書面における氏名及び印影

七　 住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する占有部分のあるものである場合においいては、専有部分の用途に関する規約の写しにおける氏名、住所、印影

　　 また、規約に住宅宿泊事業法を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業法を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類における氏名、役職、印影、連絡先

八　届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合にお ては法第３４条の規定により交付された書面の写しにおける氏名、住所、印影

九　 法第４条第２号から第４号まで、第７号及び第８号のいずれにも該当しないことを誓約する書面における氏名、印影

十 　法第４条第１号から第６号まで、第８号のいずれにも該当しないことを誓約する

書面における氏名、印影

住宅宿泊事業法施行要領もしくは、住宅宿泊事業法に関する大阪府ガイドラインにお

いて求めている届出対象情報

一 　消防法令適合通知書における氏名

二 　近隣住民への事前説明に関して提出する書類における氏名、住所、印影

５　利用先一覧とその目的（別紙７参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用先 | 利用のタイミング | 利用目的 |
| 府民文化部企画観光課 | 届出受付時 | 本法は、健康医療部と府民文化部の共管となっており、条例制定や国への照会等は企画観光課が行うこととなる。また、条例制定等の検討の際には、事業者の詳細な情報が必要となるため。 |
| 健康医療部環境衛生課 | 本法の届出の受付等の事務は環境衛生課が行っているため。 |
| 府内保健所 | 本法は旅館業法の特例であり、本法の届出をしていない施設や、届出をしていても宿泊日数が１８０日を超えた施設は、旅館業法違反として保健所の指導対象となるため。 |

６　提供先一覧とその目的及び根拠法令

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供先 | 提供のタイミング | 提供の目的及び根拠法令 |
| 観光庁 | 届出受付時 | 法第２０条第２項により観光庁が必要と認める場合は都道府県知事に対して、必要な情報を求めることができること。また、住宅宿泊事業者が掲載する施設が適法かどうかの確認、及び、本法所管部局であり本システムを構築・運営していることから、それに伴う保守等の為 |
| 東大阪市 | 法第３条第７項により、保健所設置市域の届け出が都道府県知事にされた場合は当該市に通知する旨の規定がされている。また、本法は旅館業法の特例であり、本法の届出をしていない施設や、届出をしていても宿泊日数が１８０日を超えた施設は、旅館業法違反として保健所設置市の指導対象となるため。 |
| 高槻市 |
| 豊中市 |
| 各市消防本部 | 法第１６条において、法令等（消防に関する法令等）に違反している事実を確認する必要があるときには各市消防本部に確認しないと判断できないため（なお、条文中の「法令」については法に係る他法令を含む：観光庁に確認） |
| 大阪府警本部 | 法第１６条において、法令等（警察に関する法令等）に違反している事実を確認する必要があるときには大阪府警本部に確認しないと判断できないため（なお、条文中の「法令」については法に係る他法令を含む）及び、法附則第５条の確認の為 |

７　公益上の必要性

　本法における届出は、原則システムを利用することとされており、法第１４条に規定される宿泊実績等の定期報告についても、原則システムで報告することとされている（住宅宿泊事業法施行要領）。

　しかしながら、このシステムを事業者が利用できない場合、本法に基づく届出書類や、２ヶ月に１回の宿泊実績等の定期報告についても、直接、届出窓口に持って来るか郵送しなければならなくなり、事業者にとって非効率となる。

また、関係機関が法違反に対応するためには、システムを通じて情報を共有しておく必要がある。

例えば、本法は旅館業法の特例であるため、本法の届出をしていない施設や、届出施設であっても宿泊日数が年間１８０日を超えて営業をしている場合は旅館業法違反となるため、旅館業法を所管している保健所は、届出の有無の確認や、宿泊実績等をシステムを通じて把握し、違反事実が判明した時点で旅館業法での指導を行うこととなる。

このように、このシステムを利用しない場合、効率的な住宅宿泊事業の実施ができなくなることから、このシステムにより情報を提供することは公益上の必要があると考える。

８　システムのセキュリティーについて

「民泊制度運営システム」で利用するＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスは、閉域網である総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を経由し、ＳＳＬによる暗号化および実在性確認により機密性を担保している。